

教育委員会

議案第108号令和5年度大津市学校給食事業特別会計の決算の認定について

議案第108号令和5年度大津市学校給食事業特別会計の決算の認定について、「主要な施策の成果説明書」に基づき、ご説明申し上げます。

173 ページをお願いします。

まず、学校給食事業の概況についてであります。近年の食材費の値上がりに関しては、給食費の値上げを行うことなく、給食の質と量を確保しつつ、食材値上がり分は公費負担によって保護者負担の軽減を図るとともに、多子世帯の経済的な負担軽減を図るため、令和5年10月より、18歳以下の子を3人以上養育している世帯の第3子以降の給食費を免除しているところです。

また、食育に関しては、昨年度に引き続き食育指導専門員による啓発動画の配信や、児童生徒が作成した絵画をパンの袋に印刷して提供するなど、おいしく楽しく給食を喫食できる取り組みを実施したところです。

次に、令和5年度決算ですが、歳入総額29億4,024万円、

歳出総額は、29億3,868万円で、歳入歳出差し引き155万円を翌年度に繰り越しました。

その明細ですが、174 ページをお願いします。

まず、歳入の部です。

款1事業収入、項1事業収入の説明欄、目1賄材料費収入、節1現年度分12億2,323万円は、令和5年度当年分の保護者から徴収した学校給食費であり、収納率は、99.5%となりました。

なお、学校給食費は、小学校が日額240円、中学校が290円となっており、給食提供は小学校が年間184日、中学校が180日でした。

節2過年度分379万円は、令和4年度以前の未納分、1,806万円に対して収入したものであり、収納率は、21.0%となりました。

款2財産収入、項1財産運用収入の説明欄、目1利子及び配当金9万円は、令和元年度に創設しました大津市学校給食運営費負担調整基金を定期預金で運用した利息収入分です。

款3繰入金、項1繰入金の説明欄、目1繰入金、節1一般会計繰入金16億9,865万円は一般会計からの繰入金です。

款4繰越金、項1繰越金の説明欄、目1繰越金131万円は、前

年度からの繰越金です。

款 5 諸収入、項 1 雑入の説明欄、目 1 雑入は、消費税の申告に係る還付金、及び調理後の廃食用油の売買代金です。

これら歳入合計は、29億4,024万円です。

次に、175 ページをお願いします。

歳出の部です。

款 1 給食事業費、項 1 給食事業費、目 1 給食事業費の説明欄、
2. 学校給食総務費は、3つの共同調理場、及び志賀中学校などで雇用している会計年度任用職員の人件費、調理に使用する消耗品、給食用食材費、システムサポート及び食育推進事業等の委託料、リース料、学校給食運営費負担調整基金の運用益の積立など、14億6,033万円であり、説明欄 3. 学校給食管理運営費は、市内全小中学校の給食に係る経費、及び3つの共同調理場、葛川小中学校、及び志賀中学校の調理室に係る管理運営経費であり、食缶等の消耗品費、操業用の燃料費、光熱水費、維持管理に係る経費として修繕料、手数料、委託料、リース料などのほか、副食調理加工・配送・配膳業務委託料、工事請負費、備品購入費など14億5,509万円です。

これら歳出合計は29億3,868万円です。

以上、議案第108号令和5年度大津市学校給食事業特別会計の
決算の認定についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。